

STEP 1 ○ 耐震診断補助制度

まずは **耐震診断** を！

お住まいの住宅が、どの程度地震に耐えることができるかを調査・評価し、安全性を判断します。

<木造住宅耐震診断補助>

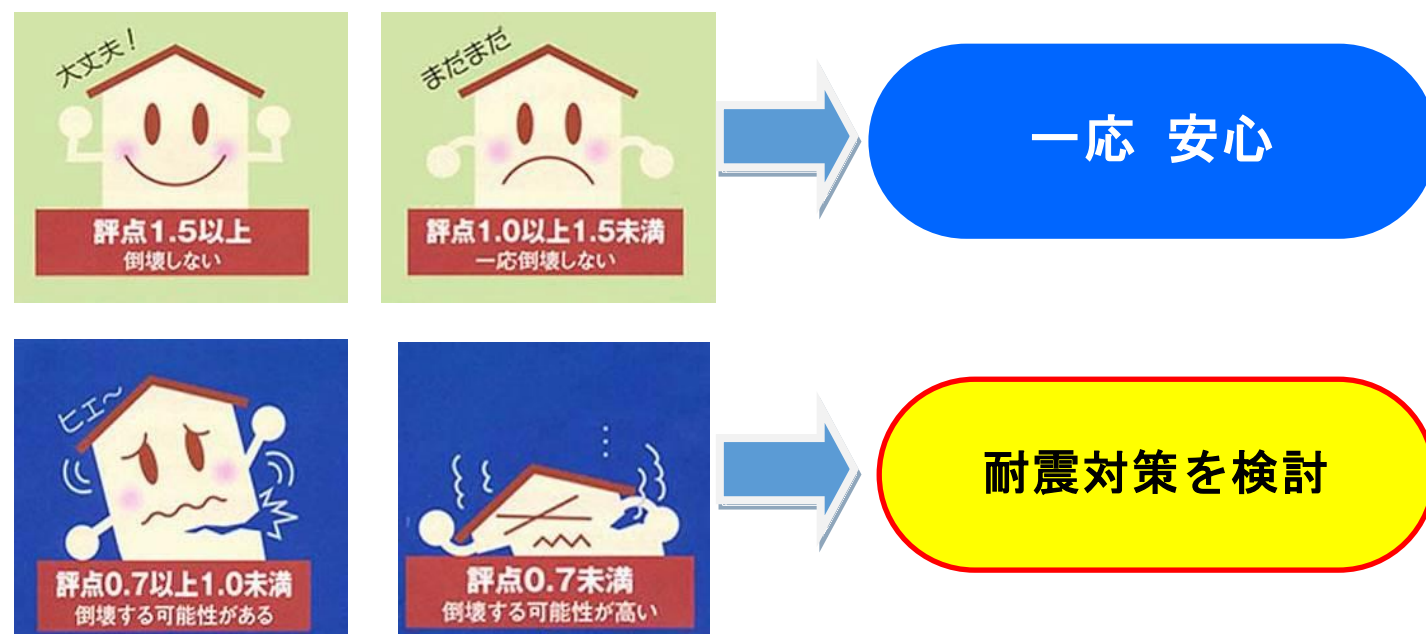
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前の木造住宅
(現在、居住しているもの又は居住しようとしているもの)
※一戸建ての住宅の場合は、平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されたもの
- ・耐震診断に要する費用の 10 分の 9 (上限 4 万 5 0 0 0 円) を補助

約 5 万 5 千円の耐震診断が **1 万円** の自己負担で受けられます

■ 耐震診断の方法

耐震診断技術者が、実地調査にて、柱、梁、壁等の形状や材料から分析をして、評点を出します。

■ 耐震診断の結果



■ その他

※『一般診断法』による耐震診断費用が一般的には **5 万 5 千円** となります。

※不特定多数が利用する建築物 (学校・幼稚園・病院など) に対する耐震診断補助もあります。(上限 1 0 0 万円)

STEP 2 ○ 耐震改修補助制度

次に **耐震補強** を！

耐震診断の結果、強度が足りないときは、安心して暮らせるよう耐震補強工事をご検討下さい。(ただし、耐震補強に直接つながらないリフォーム工事などは補助の対象となりません。)

※ 経済的な理由で大がかりな耐震改修ができない場合には、短期間で施工が可能で、一定の空間を確保する「耐震シェルター」補助もあります。

※ 住宅の強さを表す上部構造評点を 0.7 以上、また、1 階部分のみを 1.0 以上とする「簡易な耐震改修」でも可能。

<木造住宅耐震設計・改修補助>

■ 対象建物

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前の個人が所有する木造住宅
(2 階建て以下で現在、居住している又は居住しようとしているもの)
※店舗等を兼ねる場合は、店舗等の床面積が延床面積の 1/2 未満に限ります。

■ 補助金額

- ・ 耐震改修設計 に要する費用のうち 10 分の 7 (上限 **10 万円**) を補助
※但し、耐震設計のみの補助は受けられません。

- ・ 耐震改修工事 に要する費用のうち定額 **90 万円** を補助

■ その他下記に該当していること

- ・ 申請者の前年の合計所得金額が 699 万円以下であること
- ・ 補助対象建築物の固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと
- ・ 建築基準法 42 条 2 項道路の後退部分に建物がある場合、補助対象外となる可能性があります。

※確認済証及び検査済証がない場合等は、別途ご相談ください



耐震補強の一例です！

令和 7 年 4 月 1 日以降、耐震改修や大規模リフォームを実施する場合建築基準法に基づく、建築確認申請等の手続きが必要となる場合があるため、審査指導課との協議が必要となります。

○ 耐震化の流れ ○

STEP 1

耐震診断 お住まいの建築物について地震に対する安全性を調べます。

STEP 2

耐震改修設計 耐震診断の結果に基づき、お住まいの耐震性を高める改修計画を策定します。

耐震改修工事 耐震改修設計に基づきお住まいの改修工事を行い、地震に強い建築物にします。

○ その他 ○

ご注意

- ・ 着手後の申請は受付できませんので、必ず、事前にご相談ください。
- ・ 予算の範囲内で補助申請を受け付けします。（先着順）
- ・ このパンフレットは補助制度の概要を示したものであり、全てを網羅したものではありません。

詳細は＜都市三課＞にお問い合わせください。

（補助要件、内容等に変更が生じる場合があります。）

税に関すること

- ・ 居住者が耐震改修を行うことにより、所得税の特別控除が適用されます。また、耐震改修を行った家屋について、固定資産税が減額されます。いずれも要件があり、申請にあたっては建築士等による耐震改修証明書等が必要となりますので、事前に建築士等にご相談下さい。

補助金の代理受領制度もあります

代理受領制度は、建物所有者が耐震診断・設計・改修を行う事業者に補助金の受領を委任し事業者が代わりに補助金を受領する制度です。建物所有者が補助金相当額の費用を準備する必要がなくなり、耐震診断・設計・改修費用を事業者に支払う際の初期費用の負担を軽減することができます。手続きとしては、事業者の同意を得た上で、委任状等の提出が必要です。

あなたのお住まい、耐震性は大丈夫？

寝屋川市では、木造住宅の
耐震化を支援しています！

本誌は、補助制度の概要を記載しています。
寝屋川市では、地震に強いまちづくりを進めるため、市民の皆様が、現在お住まいの木造住宅の耐震化に要する費用の一部に対して下記の補助制度を設けています。

1. 耐震診断補助制度
2. 耐震改修補助制度

本誌は、補助制度の概要を記載しています。

昭和 56 年

以前の住宅は特に
注意が必要だよ！

補助制度に関する詳細は、下記まで、お気軽に問い合わせして下さい！



たいしん君

○ お問い合わせ先

寝屋川市都市デザイン部都市三課
〒572-8555 寝屋川市本町1番1号
TEL 072-824-1181（代表）
FAX 072-825-2618